

変 更 公 告
令和 8 年 1 0 月 1 9 日

変更公告（建築工事）

分任契約担当官
陸上自衛隊春日井駐屯地
第 4 0 8 会計隊春日井派遣隊長 岩崎 一也
(公 印 省 略)

公告第 A 1 1 号（令和 8 年 1 0 月 1 6 日）で公告した、入札件名「公務員宿舎洗面台取替工事」を次のとおり一部変更する。

公告中、

2 競争参加資格

(2) 防衛省における令和 7・8 年度一般競争参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築一式工事」で級別の格付を受け、近畿中部防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

とあるのを、

(2) 防衛省における令和 7・8 年度一般競争参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築一式工事」または「管工事」で級別の格付を受け、近畿中部防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

に変更する。

(4) 防衛省競争参加資格の「建築一式工事」D等級以上であること。

とあるのを、

(4) 防衛省競争参加資格の「建築一式工事」D等級以上または「管工事」C等級以上であること。

に変更する。

(7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等という。」）を当該工事に配置できること。

ア 2級建築施工管理技士又は建築関係同等以上の資格を有する者であること。

とあるのを、

(7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等という。」）を当該工事に配置できること。

ア 2級建築施工管理技士または2級管工事施工管理技士または建築関係同等以上の資格を有する者であること。

に変更する。

(9) 陸上自衛隊春日井駐屯地第408会計隊春日井派遣隊長が発注した「建築工事」のうち、平成30年度以降令和6年度までに完成・引渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。

とあるのを、

(9) 陸上自衛隊春日井駐屯地第408会計隊春日井派遣隊長が発注した「建築工事」または「管工事」のうち、平成30年度以降令和6年度までに完成・引渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。

に変更する。

入札説明書中、

4 競争参加資格

- (2) 防衛省における令和 7・8 年度一般競争参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築一式工事」で級別の格付を受け、近畿中部防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

とあるのを、

- (2) 防衛省における令和 7・8 年度一般競争参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築一式工事」または「管工事」で級別の格付を受け、近畿中部防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

に変更する。

- (4) 防衛省競争参加資格の「建築一式工事」D 等級以上であること。

とあるのを、

- (4) 防衛省競争参加資格の「建築一式工事」D 等級以上または「管工事」C 等級以上であること。

に変更する。

- (7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に配置できること。

ア 2 級建築施工管理技士又は建築関係同等以上の資格を有する者であること。

とあるのを、

- (7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に配置できること。

ア 2 級建築施工管理技士または 2 級管工事施工管理技士又は建築関係同等以上の資格を有する者であること。

に変更する。

- (9) 陸上自衛隊春日井駐屯地第408会計隊春日井派遣隊長が発注した「建築工事」のうち、令和元年度以降令和7年度までに完成・引渡しが完了した工事の施工実績がある場合にまでに完成・引渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。

とあるのを、

- (9) 陸上自衛隊春日井駐屯地第408会計隊春日井派遣隊長が発注した「建築工事」または「管工事」のうち、令和元年度以降令和7年度までに完成・引渡しが完了した工事の施工実績がある場合にまでに完成・引渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。

に変更する。